

令和3年度

第1回江別市都市計画審議会

会議録

令和3年8月27日(金)
江別市民会館37号会議室

江別市都市計画審議会
(江別市企画政策部都市計画課)

目 次

1. 開会	2
2. 委嘱状交付	2
3. 市長挨拶	2
4. 委員の紹介	3
5. 議事	4
【報告事項】	
1) 江別市の都市計画について	
【事前説明】	
2) 札幌圏都市計画道路の変更について(江別市決定)	
3) 札幌圏都市計画道路の変更について(北海道決定)	
6. その他	12
7. 閉会	12

令和3年度 第1回江別市都市計画審議会

日時 令和3年8月27日(金)
午後2時00分から
場所 江別市民会館37号室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委 嘱 状 交 付

3. 市 長 挨 拶

4. 委 員 の 紹 介

5. 議 事

【報告事項】

1) 江別市の都市計画について

【事前説明】

2) 札幌圏都市計画道路の変更について(江別市決定)

3) 札幌圏都市計画道路の変更について(北海道決定)

6. そ の 他

7. 閉 会

令和3年度第1回江別市都市計画審議会

1. 日 時 令和3年8月27日(金) 午後2時00分～午後3時10分

2. 場 所 江別市民会館 37号会議室

3. 出席者 江別市都市計画審議会委員16名、江別市7名(事務局含む)

都市計画審議会委員 (◎会長 ○会長代理)	
番号	氏 名
1	飯嶋 美知子
2	○小篠 隆生
3	小糸 健太郎
4	◎佐々木 博明
5	齊藤 佐知子
6	佐々木 聖子
7	鈴木 誠
8	高橋 典子
9	角田 一
10	赤川 和子
11	落合 英機
12	神保 順子
13	中井 和夫
14	町村 均
15	大石 珠希(代理:浜口 耕平)
16	中野 稔之
出席 16 名	

江 別 市		
番号	氏 名	所属
1	三好市長	市長
2	川上部長	企画政策部
3	近藤次長	//
4	鳴海課長	都市計画課
5	齊藤係長	//
6	布澤主査	//
7	渡邊主任	//
出席 7 名		

1. 開会

●鳴海課長

それでは、定刻となりましたので、只今より令和3年度第1回江別市都市計画審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。また、本日よりコロナウィルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が適用されるところではありますが、佐々木会長と事務局において、本日は、北海道へ提出する都市計画案を確定するという議事内容であることを踏まえ、対面形式による審議が必要であるという判断に至ったことから、通常通りの開催とさせていただきます。

開催においては、飛沫防止のため、マスクの着用や各席におけるアクリルパーテーションの設置を行い、また、換気への配慮やマイクのアルコール除菌など、ウィルスに対する十分な対策を行った上で、効率的な運営に努めさせていただきますのでご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

2. 委嘱状交付

●鳴海課長

はじめに、直近で7名の委員の交代がありましたことから、新たに委員になられる方々に、市長より委嘱状を交付いたします。交付におきましては、飛沫防止の観点から市長からの手渡しのみとさせていただきます。

では、お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

〈市長より、齊藤佐知子委員、佐々木聖子委員、鈴木誠委員、角田一委員、落合英機委員、大石珠希委員、中野稔之委員に委嘱状を交付〉

3. 市長挨拶

●鳴海課長

それでは、市長の三好よりご挨拶申し上げます。

●三好市長

市長の三好でございます。令和3年度第1回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度の都市計画審議会におきましては市議会、関係団体、関係行政機関の異動によりまして、委員に委嘱替えがありましたことから、只今7名の方に委嘱状をお渡しさせていただきました。皆様には快くお引き受け頂きましたことを心から感謝申し上げます。また、委員の皆様には、日頃から市政全般につきましてご理解いただいております。その上、様々な形でご支援、ご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

今程、司会の方からも話がありましたように北海道は、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりまして、これまでのまん延防止等重点措置区域から本日より、緊急事態宣言特定措置区域に指定変更されました。当市も含めまして依然として厳しい状況が続いております。本日はそのような中での審議会の開催でございますので、感染防止対策を図りながら進めて参りますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和3年度でございますが、第6次江別市総合計画の後半の3年目でございます。また、江別版地方創生総合戦略の2期目の2年目でございます。両計画の基本は市の総合計画の未来戦略で示しているように、人口減少対策を進めております。そこで当市の人口の現状であります。去る6月末に令和2年10月に実施されました国勢調査の速報値が発表されております。正式な数字はこれからということになりますが、速報値が発表されておきましてその結果に驚きまして、江別市は前回の調査と比べまして0.4%増の

121,145 人となっております。国勢調査は皆様ご存知の通り 5 年毎に実施されまして、家族構成、職業、勤務地など今後のまちづくりの基礎データとなる重要な調査でございます。その中で当市でございますが自然減が年々増加しております。自然減が増加している中で人口増加となりましたことは道内で札幌市に次ぐ 2 位となっております。0～14 歳の年少人口の転入超過が大きく影響しているものと考えておりますが、先ほど申し上げた国勢調査の調査結果の分析が令和 4 年度から詳しく行われます。その中には就業状況、勤務地、世帯の状況など当市の特色がより鮮明になる調査結果も含まれておりますので、当市といましてはその結果を今後のまちづくりに活かしながら、人口減少対策を進めて参りたいと考えております。また、平成 30 年でございますが、本審議会でご審議いただきました大麻元町地区の生涯活躍のまちにつきましては 8 月末を持ちまして、全ての施設が完成しました。新型コロナウイルス感染拡大から地域交流事業等は中断するものもありますが、9 月から本格的に始まり今後の共生のまちづくりに、一段と弾みがつくものと期待するところでございます。本日の審議会では報告事項としまして当市の都市計画について、事前説明としまして札幌圏都市計画道路の変更についての審議を頂く予定となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の中での審議会の開催となりました。皆様には何かとご心労をお掛けすることが数多くなりますけれども、江別市の将来の都市像を実現するための重要な審議会でございますので、引き続きご審議いただきますこと、ご協力いただきますことをお願い申し上げまして、私からの挨拶に替えさせていただきます。

本日はどうぞ宜しくお願い致します。

4. 委員の紹介

●鳴海課長

只今、市長より委員の委嘱をさせていただきましたが、改めまして新たに委員になられた皆様のご紹介をさせていただきます。

《司会より、各委員の紹介》

続いて、昨年度に交代され、既に委嘱状を交付している新委員をご紹介させていただきます。

《司会より、各委員の紹介》

続きまして、本審議会の事務を所管しております、企画政策部の職員を紹介いたします。

《司会より、事務局の紹介》

なお、本日の審議会につきましては、委員 20 名中 16 名の出席となっており、2 分の 1 以上の出席がありますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

また、大変恐縮ですが、市長は次の公務のため、ここで退席させていただきます。

●三好市長

よろしくどうぞお願いいたします。

《市長退席》

●鳴海課長

議事に入ります前に、本日の資料の確認をいたします。事前に送付させていただいております議事次第と表紙右上に「資料1」、「資料2」と記載された資料になりますが、皆様ご持参いただいておりますでしょうか。

また、本日配布の資料として、新規委員の方には、表紙に「江別市都市計画審議会資料」と記載された黄緑色のフラットファイルを、昨年度から継続されている委員の方には、昨年お配りしたフラットファイルに綴った資料の差し替え分をそれぞれお配りしております。

なお、本日の審議会につきましては、会場の都合もございまして、午後3時30分頃までの1時間30分程度を予定しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、会議の傍聴を希望されている方が1名おります。佐々木会長、傍聴者の入室を許可してよろしいでしょうか。

●佐々木会長

傍聴者の入室を許可します。

5. 議事

●鳴海課長

それでは、これ以降の議事進行につきましては、佐々木会長、よろしく願いいたします。

●佐々木会長

それでは、次第に従いまして進めて参りたいと思います。

本日は、事前にご案内しましたとおり、報告事項が1件と道路に関する事前説明が2件あります。会場を使用できるのが1時間30分程ということでした。コロナの件もありますので、議事進行にご協力をお願いいたします。それでは早速、議事に入りたいと思います。

それでは、議事(1)報告事項「江別市の都市計画について」を事務局より説明いたします。

●齋藤係長

都市計画課の齋藤です。今回、新たに委員になられた方がいらっしゃいますことから、私から議事(1)として江別市の都市計画について概要をご説明させていただきます。昨年から継続されている委員の方にとっては既にご存じの内容ではありますが、少々お時間の方いただければと思います。右上に「資料 1」と書かれた資料をお取りください。スクリーンには、お手元の資料と同じ内容を表示しておりますので、見やすい方をご覧ください。なお、北海道が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施区域に加えられたことから、その対策として、当初予定していた内容からポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

資料 1 ページ下段をご覧ください。都市計画とは、一言で言いますと都市計画法に基づいて定めるまちづくりのルールのことです。このルールを体系で表したものが下の図です。図の左上、まず都市として、開発したり、保全したりする必要のある区域として、都市計画区域を定めます。次に、その区域について、都市づくりの方針となる「整備、開発及び保全の方針」を定めます。この方針に基づき、区域区分や市町村の都市計画の方針、土地利用や都市施設などに関する都市計画を定めることで総合的、一体的にまちづくりを規制、誘導していくものです。

次に、それぞれの項目についてご説明いたします。2 ページ上段をご覧ください。先ほどの体系図の一番上にありました都市計画区域ですが、道内では 79 の区域が指定されて

います。江別市は、札幌市、北広島市、石狩市、小樽市との 5 市で構成された札幌圏都市計画区域に属しています。右側のオレンジ色の区域でして、江別市と北広島市はその全区域、札幌市、石狩市、小樽市は一部区域で構成されています。

2 ページ下段をご覧ください。都市計画に関する方針ですが、先ほどの体系図のとおり方針は 2 つあります。初めに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」です。これは、都市計画区域ごとに定めるため、札幌圏都市計画区域マスタープラン、縮めて区域マスとも呼ばれます。この区域マスは、広域的な見地、長期的なビジョンから北海道が定める方針で、今年の 3 月に定時見直しを行いました。次に、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。「江別市都市計画マスタープラン」がこれにあたります。縮めて都市マスとも呼ばれます。都市マスは、総合的に都市づくりを進めるための指針であり、目指していく都市づくりの目標や、基本方針などを定めています。江別市が定める都市計画は、この都市マスに即したものでなければなりません。

3 ページ上段をご覧ください。都市計画の種類として、区域区分についてご説明します。区域区分とは、計画的に市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のことで、線引きとも言います。市街化区域とは、優先的、計画的に市街化を促進していく区域のことで、市街化調整区域とは、市街化していくのを抑制するべき区域のことで、下の写真が区域区分のイメージです。赤い点線で囲まれた部分が市街化区域に指定されている区域です。住居が建ち並び市街化が促進されている様子が分かります。これに対して、点線の外側の市街化調整区域では、農業を営む方の住居以外は、ほとんどが農地であることが分かると思います。こうして区域区分をすることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることができます。

3 ページ下段をご覧ください。同じく土地利用に関する都市計画である地域地区についてご説明します。地域地区とは、土地の利用目的に応じて定めるもので、用途地域や特別用途地区などがあります。用途地域とは、土地利用の最も基本となる都市計画であり、建てられる建物を分類して地域ごとに定めるものです。用途地域を定めることで、住居・商業・工業といった土地利用において、互いの環境や業務の利便性を守り、かつ合理的な土地利用を誘導することができます。この用途地域は、細かく 13 種類に分類されておりまして、江別市ではこのうち 11 種類の用途地域を指定しています。このほか江別市では、2 つの特別用途地区と商業系の用途地域にあわせて指定する準防火地域を定めています。

4 ページ上段をご覧ください。続いて都市施設についてご説明します。都市施設とは、生活者の利便性向上や良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のことで江別市では、資料のとおり道路や公園、公共下水道などの都市施設を都市計画に定めています。これらの都市施設を都市計画に定める場合、その定める過程で施設の必要性や計画の内容、区域などが明確になりますので、あらかじめ施設整備に向けた住民との合意形成を図ることができます。また、定めた後は施設整備が予定される区域に建築制限が発生するため、整備を行う際に支障となるような建築物の建築を抑止することができます。基本的に、都市施設は整備することを前提として都市計画に定めるものですが、社会経済情勢の変化などにより、定めたものの長期間整備に着手されない都市施設の取り扱いが全国的な課題となっておりました。そんな中、都市計画運用指針の改正で、これら長期未着手の都市施設に対する定期的な計画見直しについての国としての考え方が示され、また北海道でも見直しの基本的な考え方をまとめたガイドラインが策定されたことから、これらを踏まえ、現在、江別市では長期未着手の都市施設である道路や公園について計画の見直し検討を進めているところでありまして、この後の議事で事前説明いたします道路の変更は、これらに基づき見直しを行うものです。また、見直し検討中のその他の道路・公園については、今後、北海道など関係機関との協議や地元説明を行うなどして計画の見直し案がまとまりましたら、改めて、本審議会にてご説明したいと考えております。

4 ページ下段をご覧ください。次に、地区計画です。地区計画とは、地区の特色を活かしたまちづくりを行うために建物の建て方や用途、道路や公園の位置などを一体的に定める地区単位の都市計画のことです。江別市では、主に土地地区画整理事業など新たな宅地造成にあわせる形で13地区を指定しています。

5 ページ上段をご覧ください。こちらは区域区分や用途地域、都市施設、地区計画の構造イメージです。一番下、全て重ねた都市全体の計画見取り図は、皆様にフラットファイルとあわせてお配りしております都市計画図がこれに該当します。次に、都市計画の決定主体についてですが、都市計画の決定や変更は、その種類や内容により北海道と江別市に決定する権限が分けられています。北海道は、区域マスや区域区分など市町村を超えて広域に影響を及ぼす都市計画を決定し、江別市は、北海道が決定するもの以外の都市計画、すなわち広域に影響を及ぼすことが少ない都市計画を決定します。

6 ページ上段をご覧ください。次に、都市計画の決定手続きについてです。図が江別市が都市計画を定める場合の流れです。左から、まず決定しようとする都市計画の案を作成し、都市計画審議会で事前説明を行った後、広く市民意見を反映できるよう縦覧を行います。この縦覧期間中、市民や利害関係人は案に対する意見書を提出することができます。提出された意見書の内容を踏まえて作成した原案について、改めて都市計画審議会に諮問し、承認が得られましたら北海道知事との協議を経て決定という流れになります。本日の議事(2)「札幌圏都市計画道路の変更(江別市決定)」につきましては、概ねこの流れで手続きを進めることとなります。続いて、北海道が都市計画を定める場合の流れをご説明します。基本的に、北海道で決定する都市計画の場合でも、左下、計画の素案は江別市で作成します。この素案について、都市計画審議会で説明した後、北海道に対し都市計画原案として申出を行います。これ以降、図の緑色の部分については北海道での手続きとなります。途中、江別市に対して意見照会がありますが、それ以外は先ほどの江別市が決定する場合の流れとほぼ同様の流れで進められます。本日の議事(3)「札幌圏都市計画道路の変更(北海道決定)」については、概ねこの流れで手続きが進められます。

以上、江別市の都市計画について、概要をご説明させていただきました。なお、お配りしております資料、「江別の都市計画」にそれぞれの詳細が記載されておりますのでよろしければご覧ください。

●佐々木会長

ありがとうございます。

昨年度から、20名中9名の委員が交代しているということで、改めて江別市の都市計画についてご説明頂きました。

只今の説明内容に関して、初めての方もいらっしゃいますので質問等をお受けいたします。何かございますでしょうか。

●中井委員

4 ページ上段の注記につきまして、都市計画運用指針は国が改正したものと思いますがいつ時点の改正でしょうか。

●鳴海課長

今の質問は、資料4ページの長期間整備されていない都市施設の取り扱いに関する都市計画運用指針の改正がいつ頃かというご質問かと思えます。都市計画運用指針は国で定められていて都市計画法の運用を定めているものなのですが、毎年変わっているものですので、申し訳ございませんが、具体的な数字については現在記憶にありません。ただ北海道としましては、これを受けて平成19年に道路についての方針を示されております。

同様に公園については平成 29 年に示されております。前後するところもありますが、平成 23 年度に公園等についてマネジメントの見直しが必要だということが運用指針に追記されております。

●佐々木会長

その他ございますでしょうか。それでは報告事項についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、議事(2)と(3)こちらは事前説明となります札幌圏都市計画道路の変更について、江別市決定と北海道決定ということで一括して事務局より説明をお願いします。

●布澤主査

都市計画課の布澤です。私から事前説明となります議事(2)「札幌圏都市計画道路の変更について(江別市決定)」と議事(3)「札幌圏都市計画道路の変更について(北海道決定)」をご説明いたします。なお、議事としては 2 つに分けておりますが、関連した変更のためまとめてのご説明になりますことご了承いただきますようお願いいたします。

お手元の資料は、右上に「資料 2」と記載されているものをお取り頂き 1 ページをお開き願います。基本的に、お手元の資料に沿ってご説明いたしますが同じものをスクリーンにも表示いたしますので、見やすい方をご覧くださいと思います。本日も説明する内容ですが、大きく分けて 3 つございます。1 つ目につきましては改めてということになりますが都市計画道路の概要についてご説明いたします。2 つ目といたしまして、現在計画しております変更についての案についてご説明させていただきます。最後に今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

資料 1 ページ下段をご覧ください。始めに、①都市計画道路についてご説明いたします。都市計画道路とは、都市の骨格を作る都市機能や住民の生活に欠かせない施設であり、交通の機能だけではなく都市防災、環境保全及びライフラインの収容等の機能を持つ重要な都市施設として都市計画法に基づき都市計画決定した道路のことです。次に、江別市における都市計画道路の指定状況ですが、令和 3 年 8 月 27 日現在、国道、道道、市道、合わせて 51 の路線を都市計画道路として決定しております。なお、国道及び道道については北海道が、それ以外の市道は江別市が決定いたします。現在の決定延長は約 113 キロメートルであります。

次に、資料 2 ページ上段をご覧ください。こちらは、江別市内で決定しております都市計画道路を黒い太線で表示した都市計画道路網図の市街地部分を拡大したものです。この表示されている都市計画道路のうち、今回変更する都市計画道路は、こちらの 4 路線であります。なぜ、この路線をこのたび変更するかというところをご説明いたします。

次に、資料 2 ページ下段をご覧ください。江別市都市計画マスタープラン 2014 改訂版の 35 ページを抜粋いたしました。都市計画道路の見直し検討路線が位置付けられており、こちらの 6 路線であります。これは、平成 19 年北海道策定の「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、都市計画決定後 30 年以上経過し、且つ今後 10 年事業着手の見込みがない未着手の路線を抽出したものです。この 6 路線のうち、対雁中通と対雁通は、現在北海道で計画の札幌北広島環状線に合わせて見直しを行います。5 条 1 丁目通と鉄東線は、江別駅周辺ということで江別小学校の跡地利用やかかわまちづくり事業などを踏まえ総合的に検証する必要があり今回は対象としないため、3 丁目通と豊幌 4 号通の見直しに向け、ガイドラインに基づき、路線の必要性和実現性の検証を行います。なお、未整備や未着手といえますのは、現在道路になっていないこれから道路をつくるという場合だけではなく、道路はありますが計画幅員を満たしていない道路も含まれます。まずは、3 丁目通と関連します元江別中央通についてご説明いたします。

次の表は、決定経緯についてです。資料 3 ページ上段をご覧ください。こちらは、告示年月日ごとにどのような決定をしたかを表した表で、各欄の下段のカッコには決定時の告示番号を記載しております。3 丁目通は、昭和 29 年 3 月当初決定をしており、その後、昭和 48 年の道路網の全面見直しで起点や終点など現在の区域に変更をしております。続いて一番下の行、平成 13 年 10 月、都市計画法施行令の一部改正に伴いまして、車線数を指定する決定をしております。元江別中央通は、平成 6 年 3 月当初決定をしており、その後、平成 12 年 3 月に起点変更、車線数を指定する決定をしております。今回変更する区域は江別市道の区域でありますため、変更は江別市で決定いたします。

資料 3 ページ下段をご覧ください。次に、変更内容についてご説明いたします。今回変更いたします 3 丁目通は、条丁目から対雁までの道路であり、幅員は 16 メートル、延長は 2,540 メートルで都市計画決定しております。そのうち、4 番通から道道江別長沼線までが未整備区間となっております。未整備区間の現状につきましては、江別市道でありまして、4 番通から市営墓地までの直線部分、こちらを①の区間とさせていただきますが、この区間の現道の幅員は 13 メートル、その先、道道江別長沼線までは②の区間とし、現道の幅員は 4.5 メートルとなっております。この区間について、北海道策定の「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、必要性和実現性を検証いたします。

資料 4 ページ上段をご覧ください。3 丁目通の必要性の評価について、ご説明いたします。当該道路は、全体道路網において、江別市街地から道道江別長沼線に接続するルートとして、位置づけされた道路であります。道道へ接続する道路網としましては、既に幅員 16 メートルで整備済みの市道兵村 4 番通りと市道対雁 8 号道路がその役割を担っている状況であります。そのため、未整備区間でありまして②の区間につきましては、全体道路網における道道江別長沼線に接続するルートとしての必要性は低いと考えられます。一方、①の区間には、今後整備を行う都市計画道路である元江別中央通への接続という全体道路網における役割がありますことから、4 番通りから元江別中央通までの区間についての必要性は高いと考えられます。

資料 4 ページ下段をご覧ください。次に、実現性の評価についてご説明いたします。実現性の評価は、社会的や経済的な環境による課題を整理し、事業の実現性について評価をするものです。こちらの写真は未整備区間のうち、市営墓地と北電変電施設の間の部分になります。現在の道路は、江別市道で現道の幅員は 4.5 メートルであります。都市計画決定されている道路幅員は 16 メートルであるため、両側を拡幅する必要があります。公有地であります市営墓地側への道路用地の確保につきましては、墓地の改葬を要することとなり、使用者不明の墓地があることから、全ての使用者からの同意を得ることは困難と考えられるため、社会環境に関しての大きな課題と考えられます。一方、北電変電施設側への道路用地の確保につきましては、施設の移設による多額の補償が考えられるため、財政的な環境に関して大きな課題と考えられます。これらのことから、実現性は低いと考えられます。

資料 5 ページ上段をご覧ください。以上の検証から総合的に判断し、3 丁目通につきましては、終点を元江別中央通までとし、延長を減少する変更といたします。右側に 3 丁目通と元江別中央通の交差部の拡大図を記載しています。3 丁目通は赤線部分までの変更とし、元江別中央通がそれに接続されます。変更内容としましては、終点の変更となりまして、延長が約 430 メートル短くなります。関連する変更としまして、元江別中央通の隅切り部分が不要となりますため、隅切りの廃止による一部区域の変更をいたします。なお、都市計画道路としては廃止となりますが、この区間につきましては、今後も江別市道としてこれまで通り維持管理いたします。

次に、豊幌 4 号通と関連します豊幌大通についてご説明いたします。次の表は、決定経緯についてであります。資料 5 ページ下段をご覧ください。豊幌 4 号通と豊幌大通は共に、

昭和 53 年 6 月、それぞれ当初決定をしております。豊幌大通につきましては、平成 3 年、豊幌地区の市街化区域の拡大に伴い起点・終点を変更し延長を長くしております。続きまして、平成 13 年 10 月、車線数を指定する決定をしております。先ほども、ご説明しました通り、豊幌 4 号通は市道であり江別市決定、豊幌大通は国道であるため北海道で決定いたします。

資料 6 ページ上段をご覧ください。次に、変更内容についてご説明いたします。今回変更いたします豊幌 4 号通は、豊幌美咲町の南西側の道路であり、幅員は 16メートル、延長は 570メートルで都市計画決定しております。そのうち、現道幅員は 9メートルでありまして、全線未整備区間です。この豊幌4号通につきまして、先ほどの3丁目通と同様に北海道策定の「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、必要性和実現性を検証いたします。

資料 6 ページ下段をご覧ください。豊幌 4 号通の必要性の評価についてご説明いたします。当該道路は、昭和 53 年、豊幌地区の市街化区域編入に合わせ、市街地の南北の交通を受けるための路線として都市計画決定された道路であります。決定当時は人口が増加しており、将来的な市街地の拡大を見込んでいたものと考えられますが、今後加速する人口減少を踏まえると、市街化区域が拡大される見込みは低いと考えられます。現行の市街地におきまして、本路線を除いた場合についての周辺の交通量などの検証を行い、道路ネットワークは維持されております。また、豊幌 4 号通は、先ほどの 3 丁目通のような各地区間のアクセスを目的とした道路としての役割は、小さいと考えられます。これらのことから必要性は低いと考えられます。

資料 7 ページ上段をご覧ください。次に、先ほどの 3 丁目通と同様に社会的や経済的な環境による課題を整理し、事業の実現性について評価をいたします。こちらの写真は当該地の現状であり、奥に国道 12 号が通っておりまして、左側が江別市街地、右側が岩見沢となります。現在の道路は、江別市道、現道の幅員は 9メートルで簡易整備されておりますが、都市計画決定されている道路幅員は 16メートルです。道路用地としては、計画幅員 16メートルが確保されておりますが、用地内には、農業振興のために活用されている農業用排水路が通っております。周辺は農振農用地区域でありますため、農業用排水路を廃止することはできません。そのため、道路を整備するためには、多額の費用を要し、管路に変更することや移設する必要があるため、財政的な環境に関して大きな課題と考えられます。このことから、実現性は低いと考えられます。

資料 7 ページ下段をご覧ください。以上の検証から、総合的に判断し、豊幌 4 号通につきましては、全線を廃止といたします。右側に豊幌 4 号通と豊幌大通の交差部の拡大図を記載しています。黄色部分が廃止する区間であり、豊幌 4 号通は廃止といたします。関連する変更としまして、豊幌大通の隅切り部分が不要となるため、隅切りの廃止による一部区域の変更をいたします。なお、都市計画道路としては廃止となりますが、3丁目通と同様、今後も江別市道としてこれまで通り維持管理いたします。

最後に今後の予定スケジュールについて、ご説明いたします。資料 8 ページをご覧ください。最初の行、「江別市都市計画審議会(事前説明)」は、本日のこの都市計画審議会であります。2行目以降が今後の予定となっております。本日の都市計画審議会が終わりましたら、今回北海道決定となる豊幌大通の変更について、北海道へ案の申出を行います。なお、3丁目通、豊幌 4 号通、元江別中央通については、江別市決定であります。関連した変更であり、同日付けで決定する必要がありますことから、北海道決定である豊幌大通のスケジュールに合わせたものとなっております。3行目、10月中旬に北海道都市計画審議会の幹事会と予備審査が行われ、その後、令和 4 年 1 月上旬から 2 週間、都市計画案の縦覧を行い、広く市民より意見を求めることとなります。この都市計画案の縦覧におきましては、市民や利害関係者が意見書を提出することができます。これらの手続きが終わりま

すと、1月下旬に再び都市計画審議会を開催し、改めて変更案を諮問させていただきます。その後、答申をいただきましたら、江別市決定の3路線につきましては北海道知事協議を経たあと、豊幌大通につきましては北海道都市計画審議会の本審を経たあとの、3月下旬ころに、同日での決定告示を予定しております。なお、スケジュールには記載しておりませんが、地元自治会や地権者、関係機関に対しては個別に変更についての説明をさせていただきご理解を得られております。また、コロナ禍であることから、自治会会長と相談をしたうえで、周辺住民の方々には説明会の開催というかたちではなく、計画の変更案を各班において回覧していただき、周知を図っております。なお、住民からの問合せやご質問などはございませんでした。

●佐々木会長

ありがとうございます。長期未着手道路ということで、都市計画マスタープランに見直し検討路線として位置づけている6路線のうちの2路線とそれに関連して交差点の隅切りを変更するということでした。今の説明内容に関して、何かご質問等はございませんか。

周囲の住民の方には説明をしていて格段のご意見はない。それから都市計画道路としてではなく今まだ通り使っていく。しかし、幅員を拡げるといった計画は廃止するということでした。

なぜ今回は2路線だけなのでしょう。

●鳴海課長

平成26年度からスタートしている現行の都市計画マスタープランで、見直し検討路線の6路線を位置づけ、対象路線の周辺の環境などを見据えながらできるだけ早めに進めて行きたいと事務局として考えておりました。

その中で北海道が進めている、角山の方からあいの里の方に抜ける新設道路、札幌北広島環状線の道路計画があり、札幌北広島環状線の都市計画決定と、関連する工業団地内の長期未着手路線の都市計画決定とあわせて、今回説明した路線の都市計画決定を進めて行きたいと考えておりましたが、コロナ禍の中で道道の計画も予定通りに進まず不透明なところもあったため、本来は一緒にやりたいという思いもありましたが、まずは今回の2路線を先行で進めたいという判断の中で提案させて頂きました。

●佐々木会長

他にいかがでしょうか。

●小篠委員

豊幌の方は結論としてごもっともなのですが、3丁目通の方に関しては、アクセス道として使っている感じがします。どういうことかと申しますと江別市内の方から道道江別長沼線に出て行ったりとか、逆に道道江別長沼線の方から市内に入って来るときに使われるいくつかの路線のうちの一つとっており、私も現実として抜け道として使っているときがあるのですが、それを現行の幅員から変えないということが中長期的なスパンから考えたときに、この辺の交通量が頭打ちで増えないという判断をしているのだとすれば、それに関する説明をして頂きたいと思いました。どこをどうするという説明はあったのですが、なぜそうするというところの理由が説明されていなかったと思いました。

●鳴海課長

まず3丁目通の将来交通量に関しては、先程ご説明した現行の都市計画マスタープラン見直しにおいて、将来交通量の推計を踏まえながら、総合的に、どの路線を見直しをする

かを検討した中で、見直し検討の6路線を選んでおります。

このため、ご質問の3丁目通については、仮にこれが都市計画道路として廃止になったとしても、将来道路網における交通量は許容範囲内であることは確認しております。

また、3丁目通から道道江別長沼線にあたる4番通は、当初北電の鉄道路線であったため、道路が無い中で3丁目通が計画された経過があります。

このため、その後整備された4番通は、3丁目通の代替路線として十分有効であるものと考えているため、廃止にすることに至りました。

●小篠委員

道路網として周囲の路線が充実しているということですか。結構複雑なエリアだと思うのですが、都市計画施設として基盤を整えておく必要がこれ以上ないということであれば、都市計画道路を廃止にすることで全く問題ないと思います。そういうご判断をしているということですね。

●鳴海課長

その通りです。

●小篠委員

細かいデータが無いので、そのような判断をしているということでしたら経緯をもう少し聞かなければと思ったところです。4番通の話があったようにそういうところで十分に道道との関係性を保たれているということならそれでも良いかなということと、周辺の土地利用がほぼほぼ変わらない、墓地と北電変電所ということでおそらく用途は動かないということもあるので、交通量が増える要素もあまりないというような判断ということを総合的に考えれば妥当かなと思います。

●佐々木会長

他はいかがでしょうか。

●中井委員

今回決定する2路線については特に意見ないのですが、2ページの所で、江別駅周辺の長期未着手路線は総合的に検証するという事にして先延ばしにしているのですが、別の情報では旧岡田倉庫の移転などの話も出ているのですが、総合的な検証はすでに行われているのかどうか。どのような方向にもっていくのかお聞かせ願いたい。

●鳴海課長

江別駅周辺の路線について、江別駅周辺の他の事業の進捗状況や他の事業とあわせた検討状況についてのご質問だと思います。

江別駅周辺の他の事業については、今回の都市計画の内容とは直接関係性はありませんが、条丁目の長期未着手の道路の状況については、現時点では、若干個人の土地に跨っているところはあるのですが、直接、土地利用に大きく影響を与えるような部分はありません。

もし、条丁目の見直し検討路線が今の権利者の土地利用に大きく影響を与えるのなら、早急に、単独でも進めていきたいと考えていたところなのですが、見直しにおいては、現在動いているかわまちづくり事業などにおいて、今後、何らかの影響を受ける可能性があるため、それらの影響等を見据えながら見直していくべきだという判断をさせて頂きました。

6.その他

●佐々木会長

他はいかがでしょうか。

ご質問等ないようですので、これで事前説明は終了させていただきます。

続きまして、次第4の「その他」についてですが、事務局より何かありますか。

●齋藤係長

今後の審議会の開催についてですが、本日、説明しました道路の変更について、年明けの1月下旬頃に本審議を予定しております。日程等が決まりましたら改めてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。また前回の審議会でも申し上げましたが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況等によっては、やむを得ず書面による開催といった形式を取らざるを得ない状況も考えられます。その場合は、佐々木会長と開催方法についてご相談させていただいたうえで、書面による開催となることも有り得ることをご了承いただきたいと思います。事務局からは以上です。

7.閉会

●佐々木会長

コロナの状況は前が見えないですけれども、今後の状況により書面開催も有り得るということでした。そのような場合は、適切な開催方法について事務局と協議していきたいと思えます。

それでは、本日予定の議事につきまして、すべて終了いたしました。

以上をもちまして閉会したいと思います。ありがとうございました。